

○武蔵野大学看護学部任期制専任教員規程

(平成18年4月1日)

改正 平成25年 4月 1日 平成26年 4月 1日

第1条 この規程は、大学教員等の任期に関する法律第5条及び武蔵野大学看護学部就業規則第7条第2項に基づき、任期制教員に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 任期は、3年以内とする。ただし、労働基準法第14条第1項第1号に定める博士の学位を有する者等については、任期5年以内とすることがある。

2 前項の任期は、更新することができる。ただし、労働契約法第18条に定める通算契約期間（非常勤を含む）が10年を超えないものとする。また、任期更新は、定年制の専任教員の定年年齢である満65歳に達した日の属する年度の末日までとする。

3 任期中又は任期満了後に本人の同意を得て定年制へ移行する場合がある。

4 任期更新又は定年制移行の判断については、次の基準を総合判断してその可否を決定する。

(1) 教育・研究組織又は教育課程の改編等により判断する。

(2) 任期中の教育・研究の業績により判断する。

(3) 任期中の勤務成績、態度又は職務能力向上の見込みにより判断する。

(4) 学校法人の経営状況により判断する。

5 任期を更新しない場合は、少なくとも任期満了する日の30日前までに予告する。

第3条 給与、賞与及び退職金の支給については、別に定める。

第4条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に定める労働契約は、平成25年4月1日以降の契約から適用する。